政　令

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年八月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十号

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第四十六条の六第二項第六号、第八号及び第九号」を「第四十六条の六第二項第七号、第九号及び第十号」に改める。

附　則

この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○農林水産省令第二十四号

農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた農地法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百八十五号）第一条の規定による改正前の農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）を実施するため、農地法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月一日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

農地法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年農林水産省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
第四条　改正法附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の農地法施行規則第四十四条の三の適用については、同条第一号ロ中「法第三十六条又は第六十一条」とあるのは「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）第一条の規定による改正後の農地法第四十六条」と、「売渡し」とあるのは「売払い」とする。 2　改正法附則第八条第四項の規定により読み替えてなおその効力を有するものとされた旧農地法第八十条第二項の規定により売払いを行う場合においては、新農地法施行規則第百一条の規定の適用については、同条中「法第五十八条第四項」とあるのは、「法第五十八条第四項及び農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる農地法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百八十五号）附則第五条の規定により読み替えて適用される同令第一条の規定による改正前の農地法施行令第十七条前段」とする。	**第四条**　（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）の規定に基づき、鉱山保安法施行規則及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

鉱山保安法施行規則及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第一条　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第十三までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第十五までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。